

11月は「ねんきん月間です」 ～11月30日は『年金の日』～

日本年金機構は、年金制度に対する理解を深めていただくため11月を「ねんきん月間」としています。また、厚生労働省では11月30日を「年金の日」として高齢期に備え、年金記録などを確認していただき、その生活設計に思いを巡らせていただくことを呼びかけています。

◆ 老後や「もしも」のときに備えて国民年金

日本に住む20歳から60歳未満のすべての方は国民年金に加入し（表1）、国が給付に必要な費用の2分の1を負担して、老齢基礎年金など（表2）年金給付の運営をしています。

年金受給のために、国民年金への加入届け出をして、保険料もきちんと納めましょう。

◆ 国民年金保険料の納付が困難なときは

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、納付が免除または猶予される制度があります。

①保険料申請免除制度…本人、世帯主、配偶者の前年の所得要件により全額または4分の3、半額、4分の1が免除となります。

②若年者納付猶予制度…30歳未満の方で、本人、配偶者の前年の所得要件により、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度…学生の方で、本人の前年の所得要件により、在学中の保険料の納付が猶予されます。



◆ 20歳になったらすべての人が加入します（表1） 国民年金の加入者は次の3つに分けられます。

種別	加入者	加入の届け出	保険料の納付
第1号被保険者	自営業・農林業・学生・無職の方など	ご自身で市役所の担当窓口へ	ご自身で納付 月額15,590円
第2号被保険者	会社員や公務員など	勤務先が届け出	給料などから天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先が届け出	なし(第2号被保険者全体で負担)

◆ 暮らしをサポート3つの基礎年金（表2）

	対象	年金額（平成27年度）
老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある方が65歳から受けられます。※1	780,100円（満額） ※保険料を40年間納めた場合
障害基礎年金	国民年金加入中に初診のある病気やけがで国民年金法の1・2級の障がいがある間、支給されます。※2	1級975,100円 2級780,100円
遺族基礎年金	国民年金加入中や老齢基礎年金を受けているか受けられる方が死亡したときに、その方に生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給されます。※2 (子とは18歳到達年度末までの子または20歳未満の障がいのある子をいいます。)	780,100円+子の加算 2人まで1人につき 各224,500円 3人目以降1人につき 各74,800円

※1 国民年金は賃金や物価の変動などにより年金額の見直しが行われます

※2 障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには条件があります

◆ 国民年金保険料「5年の後納制度」が、平成30年9月30日まで利用できます

10月1日から3年間の特例として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が実施されています。早めに申し込みください。

※すでに老齢基礎年金を受給している方、65歳以上の老齢基礎年金の受給資格者は、ご利用できません

■ 問合せ＝佐野総合窓口課 ☎(20)3019・田沼総合窓口課 ☎(61)1124・葛生総合窓口課 ☎(86)4713



クリーン推進課からのお知らせ

「みかもエコ・ライブラリー」をご利用ください。

みかもクリーンセンターでは、ごみとして捨てられた本や市内の家庭から寄贈された本を配架しており、おひとり10冊まで無料で持ち帰ることができます。

これは「もったいない」の心で本のリユース（再利用）を行うことにより、ごみの減量化と資源の有効利用を図ろうとするものです。

読み終えた本、子どもの成長と共に読まなくなった絵本などの寄贈をお待ちしています。

読書の秋を楽しむ1冊を選ぶのに、ぜひご利用ください。

■問合せ＝クリーン推進課
☎(23)8153



消費生活センターからのお知らせ

架空請求やワンクリック詐欺の二次被害について

「携帯やパソコンを利用中に突然アダルトサイトに接続され、料金を請求された。あわててインターネットで探した相談機関を行政の相談窓口だと思って相談をしたら、料金を請求された」

というご相談が寄せられました。

これは、ワンクリック詐欺の二次被害です。

公的な機関と思わせるような名称や相談窓口を装って、問題を解決すると嘘をついてお金を請求する悪質な手口です。

まずは、消費生活センターへ相談しましょう。

■問合せ＝消費生活センター(田沼庁舎本館1階)

☎(61)1161 ※平日午前9時～午後4時

消費者ホットライン ☎局番無し188

※土・日曜日、祝日の午前10時～午後5時

参考にしてください。本市の標準価格

地価調査は、栃木県知事が公表する毎年7月1日時点の基準地の正常な価格(1㎡当り)で、皆さんに土地の正常な価格を知っていただき、土地取引の目安にさせていただくものです。

また、国土利用計画法に基づく土地価格算定の規準にもなります。

本市の平成27年7月1日時点の基準地の標準価格は次のとおりですので、参考にしてください。

No.	標準地の所在	1㎡当りの価格(円)	No.	標準地の所在	1㎡当りの価格(円)
佐野(県)-1	久保町字久保町西 265 番 5	37,500	佐野(県)-19	葛生東 3 丁目字米町 1862 番 1 「葛生東 3-5-20」	24,600
-2	植野町字上台町 1851 番 3	37,300	-20	石塚町字井戸ノ内 1683 番 1 外	17,300
-3	植上町字新屋敷町 1564 番	38,200	-21	上羽田町字上 432 番 1	18,500
-4	黒袴町字宮ノ前 839 番 7	22,700	-22	栃本町字七通 3285 番	16,800
-5	犬伏中町字金居宿 2275 番 28	31,000	-23	富士見町字森 227 番 1	11,000
-6	犬伏新町字大庵寺東 2346 番 10	29,000	3-1	犬伏中町字金居宿 2260 番 2	12,000
-7	赤坂町 987 番 3	33,000	5-1	伊賀町字百石町 708 番 9	43,500
-8	高萩町字溜ノ西 577 番 2 外	30,700	5-2	天明町字現石町 2578 番 1	37,800
-9	高萩町字屋敷東 1222 番 9 外	38,700	5-3	若松町字金原 350 番 11 外	39,300
-10	堀米町字内堀米上東 220 番 3	33,400	5-4	田沼町字元屋敷 1248 番 2	33,800
-11	若宮下町字若宮下 18 番 23	33,400	5-5	葛生西 1 丁目字本町 2768 番 「葛生西 1-1-18」	27,200
-12	赤見町字大門 3256 番 12	21,800	5-6	浅沼町字富士之宮 2 番外	45,000
-13	石塚町字若原 2647 番	25,800	9-1	多田町字京路戸 199 番	12,300
-14	船越町字山添 1678 番 1	7,250			
-15	田沼町字元屋敷 1296 番 3	27,200			
-16	吉水駅前 2 丁目 14 番 12	31,200			
-17	田沼町字中芝原 504 番 4 外	31,300			
-18	葛生東 1 丁目字才神 627 番 5 「葛生東 1-11-30」	21,500			

※なお、詳細な地価調査結果は県ホームページをご覧ください。
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/town/tochi/chika/chousa.html>

■問合せ＝用地課 ☎(61)1169

